

平成17年11月

逗子市教育委員会定例会

平成17年11月21日

逗子市教育委員会

会 議 録

平成17年11月21日逗子市教育委員会11月定例会を逗子市役所第6会議室に招集した。

出席者

委員長	小 島 裕 子
教育委員	五十嵐 樹
教育委員	吉 崎 久 治
教育長	野 村 昇 司

教育委員会理事 兼教育部担当部長	松 下 洋一郎
---------------------	---------

(文化・教育ゾーン総括)

教育部次長	嶋 六 三
-------	-------

教育部次長	川 村 信 敏
-------	---------

学校教育課長事務取扱 教育総務課長	草 柳 清
----------------------	-------

学校教育課課長補佐	金 沢 聖
-----------	-------

学校教育係長事務取扱 充て指導主事	柳 原 正 広
----------------------	---------

生涯学習課長 生涯学習課課長補佐	矢 島 茂 生 竹 内 敏 春
---------------------	--------------------

文化財保護係長事務取扱

生涯学習課専任主査	翁 川 昭 洋
-----------	---------

教育研究所長	佐 藤 真 澄
--------	---------

図書館長 文化プラザホール主幹	川 上 喜久夫 小 俣 雄 司
--------------------	--------------------

(仮称)生涯学習棟担当

事務局

教育総務課副主幹

館 兼 好

庶務係長事務取扱

開会時刻 午後 3 時 0 6 分

閉会時刻 午後 3 時 5 6 分

会議録署名委員決定 五十嵐委員、吉崎委員

小島委員長

会議に先立ちまして、傍聴の方にお願ひ申し上げます。傍聴に際しては、入り口で掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには御退場いただくことがありますので、御了承ください。

小島委員長

では、定足数に達しておりますので、ただいまから平成17年逗子市教育委員会11月定例会を開催いたします。

本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は五十嵐委員、吉委員をお願いいたします。

では、これより会議日程に入ります。

日程第1「教育長報告事項」

小島委員長

日程第1「教育長報告事項について」を議題といたします。

教育長、お願いいたします。

野村教育長

それでは、御報告申し上げます。1番目に、10月28日、神奈川県市町村教育委員会連合会研修会が三浦市民ホールで開催されました。内容は、将棋の有名な米長邦雄先生の講演でございました。私と吉崎委員と、それから部長、次長、教育総務課長が出席いたしました。内容としては、大変ユニークな話であったと思います。

次に、2番目に、11月26日に神奈川県市町村教育長連合会総会が海老名市で開かれました。内容はいろいろありましたが、ここでは主なものを紹介しておきます。まず、学校組織改善に向けた総括教諭の配置です。これは後ほど管理運営規則の案件で詳しく事務局から説明されますが、単に賃金改善としてあるのではなく、学校の活力となって信頼される学校になることを私は願っております。また、これにかかわって小・中・高の給料表が一本化されたということです。今までは給料表が小学校・中学校と、そして高校と2つに、小・中と高校と2つに分かれておりました。今回それが一本化されたということでございます。

次に、神奈川県も財政難でありまして、教職員の福利厚生事業の見直しについての説明が

ありました。簡単に言いますと、祝金や見舞金、退職記念品や宿泊施設の補助金補助などの総括的な補助と言われるものの打ち切りでございます。

3番目に、翌日の11月17日は三浦半島地区教育長協議会総会がありました。本年度は逗子が会長でありましたので、庁舎の5階で開催いたしました。予算・決算の審議の後、情報交換が行われました。主な内容は、各市町の総括教諭に伴う管理運営規則の改正と、アスベストの対応です。どちらも大変苦勞されている実感が伝わってまいりました。この後、文化プラザに行きまして、図書館やホールを見学いたしました。きめ細かなところに大変配慮されている図書館であり、ホールであるということで、どなたも感心された御様子でございました。雑駁ですが、資料もありますので、後ほどごらんいただければと思います。

これで私の方の報告は終わらせていただきます。

小島委員長

ありがとうございます。本件について御質疑、御意見はありませんか。

特によろしいですか。では、御質疑、御意見がないようですので、以上で教育長報告事項を終わらせていただきます。

日程第2「報告第24号議案（平成17年度逗子市一般会計補正予算（第5号））作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」

小島委員長

日程第2「報告第24号議案（平成17年度逗子市一般会計補正予算（第5号））作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」を議題といたします。

これは事務局から御説明をお願いいたします。

嶋教育部次長

それでは、補正5号について説明させていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長から議案（平成17年度逗子市一般会計補正予算（第5号））作成に伴い意見を求められ、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により行ったので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

内容の説明をさせていただきます。それでは、説明書の24ページ、25ページをお開きください。第9款第1項第2目事務局費及び第4目教育研究所費につきましては、人事院勧告に基づく給与改定等に伴う職員給与費の不用額を計上するものです。第2項第1目学校管

理費につきましては、人事院勧告に基づく給与改定等に伴う職員給与費の不用額233万3,000円のほか、来年度、逗子小学校において入学する児童が増加すると見込まれるため、児童用机、いすほか備品等を購入する経費200万円、次のページに移ります。26ページ、27ページ。逗子小学校における児童数増加に伴う空調機設置等改修工事経費のほか、久木小学校、池子小学校の校舎外壁防水改修工事として1,500万円を計上するものです。第2目保健給食費につきましては、人事院勧告に基づく給与改定等に伴う職員給与費の不用額211万1,000円のほか、逗子小学校における児童数増加に伴う給食用備品等購入経費120万円を計上するものです。第3項第1目学校管理費につきましては、人事院勧告に基づく給与改定等に伴う職員給与費の不用額195万8,000円のほか、逗子中学校、沼間中学校屋内運動場防水改修工事190万円及び久木中学校敷地購入費7,125万2,000円を計上するものであります。

続いて、28ページ、29ページに移ります。第4項第1目社会教育総務費から30ページ、31ページの第5項第1目体育振興費につきましては、人事院勧告に基づく給与改定等に伴う職員給与費の不足見込み額及び不用額をそれぞれ計上するものです。

以上で説明を終わります。

小島委員長

ありがとうございます。本件に関して御質疑、御意見はありませんか。

五十嵐委員

逗子小学校の児童増についてですけれども、これは学区の自由化等によるものですか、それともそれ以外の自然の増加ということですか。お聞きいたします。

川村教育部次長（学校教育課長事務取扱）

まず、逗子小学校の来年度の増加なんですが、55名、本年度よりふえる見込みです。その内訳としては、1年生につきましては、163名を想定しています。このうち学区希望による増は11名です。1年生ですが、163名ということから、5学級と予測しております。それから、現5年生が4学級ですので、6年生が3学級ということから、6年生が卒業し、新5年生が6年生になりますと、1学級増ということで、合わせて2学級増と考えております。以上です。

小島委員長

ありがとうございます。ほかにいかがですか。

よろしいですか。では、本件について承認することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

では、本件について承認することに決定いたしました。

日程第3「議案第15号逗子市社会教育委員の選任について」

小島委員長

日程第3「議案第15号逗子市社会教育委員の選任について」を議題といたします。

事務局から御説明をお願いいたします。

嶋教育部次長

その前に資料を配らせていただきます。

(資料配付)

議案第15号逗子市社会教育委員の選任について御説明申し上げます。逗子市社会教育委員条例第4条第1項の規定に基づき、社会教育委員の任期が11月30日で満了するため、別紙名簿により決定したいので、同意をお願いするものであります。以上で説明を終わります。

小島委員長

ありがとうございます。本件について御質疑、御意見はございませんか。まず、資料をどうぞご覧ください。

新しい方が3名、あとは継続でお願いしたいという御提案ですが、いかがでしょうか。

野村教育長

慎重審議の結果、ここに新しい方が3名提案されているんだろうと思うので、私どもはこの資料を見る限り、否定する筋合いは一つもございません。賛成いたします。

小島委員長

ありがとうございます。御賛同いただけますでしょうか。

では、本件について可決するという事によろしいでしょうか。

(全員異議なし)

では、本件について可決することに決定をいたしました。資料をではお返しします。

日程第4「議案第16号逗子市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」

小島委員長

では、続きまして日程第4「議案第16号逗子市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局から御説明をお願いいたします。

川村教育部次長（学校教育課長事務取扱）

それでは、議案第16号逗子市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について説明したいと思います。

この規則改正の背景について、まず簡単に説明したいと思います。学校5日制のもとで平成14年度より指導要領が変わりました。それで4年目を迎えております。この間の教育改革や新たな教育課題など、次から次と求められているわけですが、学校の運営組織がこれらの対応や児童・生徒のニーズ、保護者の要望にきちんとかたえているのかが問われているところでございます。このような状況を踏まえまして、神奈川県教育委員会は組織的に機動的に対応する新たな学校組織の編成及び総括教諭の配置、企画会議の設置などを明確にしました神奈川県学校管理運営規則の改正を9月13日に行いました。それに伴って、本市としても、現在学校に求められております課題解決に向けて組織的・機動的な対応ができるよう、新たな学校組織としてグループを編成し、グループリーダーとしての総括教諭を配置するとともに、円滑な学校運営を行うための企画及び調整のための会議の設置を明確にするるとともに、学校運営体制の整備を図るため、規則改正を行うものです。

それでは、お手元に配付しました改正について説明していきたいと思っております。まず、15条の2項の変更ですが、学校組織を次に示します4つのグループに分けました。この4つのグループにおきまして、現在の学校の業務及び教育課題を整理統合いたしまして、基本的に会議数を減らすということでありまして、

次に、15条の3です。15条の3を新たに付け加えました。これは、前項のお話ししましたグループのリーダーとして総括教諭を充てるというものです。

多少飛びまして、17条の2について説明します。これは総括教諭の対象者及び職務を規定したものです。総括教諭は教諭または養護教諭から選びますが、総括教諭はそこに示されるように3つの職務を持ちます。1つは校長の学校運営の補佐、2つ目、グループの統括、3つ目、教職員の職務遂行の向上の3つでございます。

次に17条の3ですが、現在、学校教育法施行規則で主任の設置が義務づけられております。したがって、本県では主任を総括教諭をもって充てるとしておりますので、その部分を17条の3に規定いたしました。

次に19条の2についてですが、総括教諭の任命がだれがするのかといいますと、任命権者であります神奈川県教育委員会が行うということを記しました。

次に、22条の2をつけ加えます。これは企画調整会議を設置するというものです。企画調整会議の招集は校長であります。そして企画調整会議で何を行うかといいますと、学校運営上の重要事項に関する企画立案です。この会議には、校長、教頭、総括教諭を中心として出席いたします。

以上が規則改正の主な点でございます。以上です。

小島委員長

ありがとうございました。本件に関して御質疑、御意見ございますか。

五十嵐委員

今の御説明で、学校教育法施行規則との整合性についてお話があったと思いますけれども、この県学校管理運営規則が神奈川県独自のものですか、それとも国からおりてきたようなたぐいのものなのか、教えていただけますか。

川村教育部次長（学校教育課長事務取扱）

まず、これは国として総括教諭というものはございません。国は主任ということで、各学校、各県におろしています。ところが、先ほどお話ししましたように、学校がもう少し機動的に、あるいは組織的に動くためには、現在の主任制度じゃなくて、新たな総括教諭という職を設けて、学校運営を行うということで、神奈川県が管理運営規則を改正いたしました。この規則改正とともに、総括教諭の給与上の位置づけもしましたので、本市としても管理運営規則を変えまして、神奈川県のとおりと似たような形で管理運営規則を変えました。一応そのような形です。

五十嵐委員

県の方の趣旨をよく御理解いただいて、学校の方でも十分活用されて動かれれば、大変すばらしいのではないかなと思うのですけれども、各学校に何人ぐらい置かれる予定ですか。

川村教育部次長（学校教育課長事務取扱）

各学校の配置は、標準数として小学校が4名、それから中学校が5名と想定しております。ところが、18年度はまだ標準数の配置はできませんので、来年度は小規模校、逗子で言いますと池子小学校と逗子中学校が小規模校に当たりますので、そこには1名、ほかの学校は2名ということで配置される予定です。先ほど申しました標準数は、その後3年間において標準数に達するよう任命していくという県から話がありました。

小島委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。では、ほかに御意見ないようですので、本件について可決するという
ことでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

では、本件について可決することに決定をいたしました。

日程第5「その他」

小島委員長

日程第5「その他」についてを議題といたします。

議事として何かありますか。

嶋教育部次長

それでは、アスベストの調査結果が出ましたので、これについて報告をさせていただきます。小坪公民館につきましては、ホールの天井部分に吹付けひる石が使用されていることが判明したため、9月2日から休館をしましてまいりました。また、小坪小学校の階段部分の天井部分には吹付けひる石の使用が、久木小学校のプール更衣室の天井部分にはロックウール吹付けが、沼間中学校の管理棟・音楽室も更衣室天井部分にはそれぞれひる石プラスターが使用されていることが判明したため、使用材料の成分分析及び飛散状況調査を行うため、9月12日から当該施設の使用を中止し、使用材料の成分分析及び飛散状況調査を行ってまいりました。その結果が15日に判明しましたので、報告をさせていただきます。

まず、久木小学校につきましては、使用材料の成分分析の結果、アスベストは使用されていないことが明らかになりました。また、小坪公民館、沼間中学校につきましては、飛散状況調査数値は大気と同程度または大気以下、また使用材料の成分分析の結果、アスベストは使用されていないことが判明いたしました。これを受けまして、11月16日から開館または使用開始することを決定し、早々に開館または閉鎖を解きました。また、小坪小学校につきましては、飛散状況調査数値は大気を若干上回っているほか、使用材料の成分分析において、微量のクリソタイルが含有されていることが判明いたしました。このことから、小坪小学校におきましては、当分の間、クリソタイルが含有されている天井部分をビニール等で覆う仮囲い工事を行いまして、春休み等期間中に除去等工事を行っていきたくて考えております。これらの情報につきましては、16日、アスベスト対策本部に報告するとともに、新聞

報道、ビーチFM、ホームページに掲載し、周知に努めております。以上でございます。

小島委員長

ありがとうございます。ただいまのことで何か御意見、御質疑などありますか。

よろしいですか。では、引き続き細心の注意を払っていただくとともに、またその都度御報告をしていただければありがたいと思います。ありがとうございます。

ほかに議事として何かありますかでしょうか。

嶋教育部次長

それでは、ただいま手づくり絵本のコンクールをやっているんですけども、この経過について御報告させていただきます。今年度2回目になります手づくり絵本コンクールにつきましては、応募は平成17年10月17日から平成17年10月31日までの期間で実施をさせていただきました。応募総数は194点、うち市内は15点、残り139点は市外・県外からの応募でした。遠く北は北海道から南は熊本、福岡と全国的な応募状況でした。これからのスケジュールでございますが、11月29日に第1回の選考委員会を開催し、12月9日に第1次選考会をプラザホールで予定しております。2回目の選考委員会議を12月15日、市民による投票及び専門委員の2次選考を1月10日より市民ホールで予定しております。第3次選考委員会議を1月24日に予定をしております、ここで受け付け、受賞作品を決定させていただく予定です。授賞式につきましては2月に予定しており、その後、プラザホールで受賞作品を展示する予定でございます。そんなような状況です。

小島委員長

ただいまの件、何かありますか。

この194点というのは、昨年に応募数に比べてどんなような状況で。

嶋教育部次長

昨年は300を超えておりましたので、昨年は395点。半分ぐらいですね。

小島委員長

2年目というのは、こんな感じかもしれませんね。よろしいですか。では、ただいまの絵本コンクールの件、ありがとうございました。

ほかに議事として何かありますか。

川村教育部次長（学校教育課長事務取扱）

2学期制について報告したいと思います。以前、教育委員会で2学期制の試行に当たり、各学校の現場の状況等を報告してほしいとの教育委員さんからの御指摘がございましたので、

本年度試行の前期終了時点での各学校の取り組み、成果と課題等について報告したいと思えます。報告は指導主事より報告させたいと思えます。

柳原充て指導主事

お手元の「2学期制アンケートの分析から」というプリントをごらんください。前期が終了いたしました10月7日以降ですけれども、各学校に大きな問題で6項目、20問にわたるアンケートを先生方に行っていたいただきました。学校でまとめていただいたものをこちらに送っていただきました。内容につきましては、授業時数の確保といわゆる学習評価を伝える通知票（あゆみ）について、それから補習（補充）についてどのようにやったか、また秋休み（前期・後期の間の休み）について、それから2学期制になったことによる行事の精選、それから成果と課題という、大きく6項目について諮っていただきました。

1つ目の授業時数の確保についてですが、2学期制の大きな目的として、授業時数の増加による基礎・基本の定着、学力の向上、個に応じた指導の充実が大変大きな目的でありました。アンケートをとった結果、すべての学校で授業時数については前期10月7日までの間ですけれども、増加したという報告が来ています。小学校では1から5というふうに書いてありますが、始業式・終業式のときに授業を入れた。それから夏休み前のいわゆる7月の終わりごろ等で授業時数、それからふだん面談等は4校時で終わっているものを5校時までやって授業時数の増加というふうな形で、小学校はそのような形でふえています。中学校の方は定期テストの回数、それから始業式・終業式等、それから家庭訪問等の期間等の工夫で、多い学校では前期で30時間強、少ないところでは10時間ぐらいというふうな形で報告が来ております。増加した授業時数については、基礎・基本の定着や発展学習、個に応じたきめ細かな指導というふうな形で利用していく。ただ、どの教科にどれぐらいの時間を使ったかということについては、今回とっておりませんでしたので、また本年度は後期に向けて確認したいと思えます。

それから、前期の中の4月から7月、特に夏休み前に児童・生徒・保護者について、どのような形で学習の成果や生活の様子を伝えるかということで、これまでは7月に通知票「あゆみ」というものを渡していましたが、それが10月に渡されるので、どのような形でお伝えしましたかということでとらさせていただきます。今回については、中学校等について、進路のこともありますので、仮評定を出して伝えたいとか、各教科の先生のコメントを書いたものを生徒に渡したとか、特に中学校については学習の成果について細かな取り組みがありました。小学校では、これまで3者面談、児童・教員・保護者の3者面談というのはなか

ったそうですが、本年度、3者面談を小坪小学校で実施していました。それから、沼間小学校では、7月の4日から夏休み中の7月の29日にかけて、長期間にわたって、ゆったりとして面談を行って、児童・保護者にこれまでの学習の成果等を伝えたというふうなことの報告を受けております。「あゆみ」の形式については、これまで3学期のものが2学期になったと同時に、カリキュラムの変更に伴い、今、各学校で検討している部分もありますし、既に変更した部分もございます。

それから補習・補充についてですが、小学校等においては児童の求めに応じて担任の先生が放課後、算数や国語、いろいろなところで面倒を見ていくところがありますが、夏季休業期間中につきましても、本年度は逗子小学校、それから小坪小学校、沼間小学校でいわゆる補習的な授業をやっています。中学校では3中学すべての学校で補習的な授業をやっていますが、日数としましては逗子小学校が夏季に3日から5日ぐらい、これは先生が個人的に子供さんと呼んだ形です。沼間小学校は、沼間中学校が行う夏季セミナーに沼小の先生が講師として参加するという形で、小・中の連携といったらいいんでしょうか、卒業生が1年生で行ったばかりなので、沼小の先生が延べの人数にすると21名になります。7名の先生が入れかわり立ちかわり、8日間補習があったんですが、前期・後期に分かれて延べ21名の沼小の先生が参加されたということです。小坪小学校は算数や音楽等で夏季19日間の補習というか、学習の時間をとった。逗子中学校は夏季23日間、久木中学校は15日間、沼間中学校は8日間というふうな形でとっておりますが、それぞれの評価につきましては、かなり中学校の方では前に出しています。国語、数学、社会、理科、技術家庭科、英語、体育等に及んでいます。このような形で中学校の方はどちらかという組織的に夏季休業期間中の補習・補充等については組んでおりますが、小学校段階ではまだ先生が個人的に子供たちに「わからないところがあったら相談においで」というふうな形での対応になっていると思います。夏休みという長い期間が1学期、前期の中に入るので、この期間の学習のモチベーションや、それから7月までの学びの繰り返しというものを夏休みにやるということで、この効果的な取り組みが各学校で行われたという部分では評価したいと思っています。

それから4つ目の秋休みですけれども、本年度は夏休みの期間を変更しませんでした。7月の27日から8月の31日まで夏休みをとって、10月の土・日、それから体育の日の3日間を前期と後期の区切りの休みというふうにししました。今年度の反省に立って考えてみると、各学校でさまざまな意見が見受けられました。要するに、もう少し長く、5日間ぐらいの間をあけた方が、子供たちの中でのメリハリがつくのではないかという御意見もあれば、

そんなにいない、3日間でいいというところもあれば、もう少し長い方がいいのではないかというふうな、さまざまな意見が出ていました。ただ、秋休みを何日設定するかという考えが先にあるのではなくて、2学期制という形で自分の学校の教育課程をデザインしていく際に、これぐらいのことをここでやるから、ここにはこれぐらいの休みが必要だねという観点に立って、秋休みいわゆる学期と学期の区切りの休みを設定するという方向で考えていただければというふうに思っています。

5つ目の行事の精選についてなんですが、行事については、小学校はこれまで秋に行われていた運動会等を春先、5月、6月に移していった部分もあります。また、学校で組まれている行事というのは、伝統的な行事もありますし、地域・保護者の方を巻き込んだ行事もたくさんありますし、修学旅行のように学校で決めることではなくて、団体の方である程度日にちが決定するものもありますので、その辺の行事の精選について、今年度、8校中4校は行事の精選が図られたという回答があったんですけども、4校についてはかなり検討が必要という回答がありました。

最後に成果と課題ですけれども、成果については、やはり授業時間と評価についての回答がありました。四角の枠の中でくくりましたが、授業時間の確保と長いスパンで子供の成長を見ることができたとか、夏休みの勉強を「あゆみ」の中に記載することができたというふうなこと、それからこの2学期制という新たな教育課程を取り組むということで、学校の組織の活性化にもつながっているというふうな成果がありました。逆に課題として多く挙げられたものは、たくさんありました。課題は、やはり夏季休業期間中の学習の継続、学習に関するモチベーションの維持、これは小学校の方でやはり難しいものがある。それから、学習成果の伝達の仕方がどういうふうなものが一番いいのか。それから学習の手順が逆にどうなのかなということ。それから先ほどの行事等の組み方、それから中学校段階ではこれまで体育祭等につきましては、同一の日にち、9月の第3土曜日というふうな形で、日程を同一にしていました。これは生徒指導上、同じ日に設定した方がそんなに学校間の行き来がないだろうということで同じですが、今年度は変えてみました。特に問題はありませんでした、これからはどう考えるか。それから中学校3年生で入学者選抜、公立高校の入学者選抜に係って学習評価の時期というのが全県的に課題になっています。本来ですと3年生の2学期の成績がいわゆる調査書につくわけですけれども、2学期制にしますと10月の半ばでの成績、その後、12月には成績が出ません。県の教育委員会は2学期制をとっている全県下、横浜、横須賀、そういったような地域については、10月の成績に12月までの学びを加味

した成績を出して調査書に掲載することという一文を加えて通知を出しております。そういうことで、中学校3年生におきましては、10月に通知表の評価を出した後、調査書のために12月までの学習の成果を加味して改めて学習成績をつける作業が必要になってきます。そういった問題、これは全県下的に取りくむということで、かなり中学校の先生、3年の先生は大変な部分もあります。それから、これまで私たちも含めて3学期制という、1学期、2学期、3学期、夏休みがあって冬休みがあってという日本の四季にマッチした3学期でしか経験してこなかったのが、この2学期制という10月のあたりで区切ってということに関して、児童・生徒・保護者、また教員もですけれども、なじみがちょっと薄いかなというところで、本当に2学期制が日本に合っているんだろうかという課題等が挙げられました。

ただ、課題の多くは、それぞれ2学期制が試行される前の段階で、夏休みのモチベーションとか、それから行事の決め方とか、いろいろな課題があるから、これは各学校で教育課程を編成する上で、大きな課題として2年間の試行期間の中で課題を検討していただきたいということで、こちらから提示したものの、ほとんどでありました。

そういうことで、前期の段階でアンケートの集約をさせていただきましたが、また後期が終わった段階でこれらについても1年間を終えてどうであったかということのまとめをしたいと思います。ただ、平成18年度の2学期制施行については、そろそろ方針を出さなければ、学校の方としても来年度のカリキュラムを組むことができませんので、平成18年度の方針としては、今このように考えています。前期・後期の区切りは今年度のように10月の第1週の月曜日、第2月曜日まで、後期はそれ以後3月31日まで。小学校は給食を行っています、給食回数は今年度と同様に184回というふうに設定したいと思っています。それから、秋休みいわゆる前期・後期間のメリハリをつけるための秋休みについては、日数と各学校の実態に合わせて決定する方向性も含めて、校長会議でも検討をしていただきたいと思っています。それから、各学校の課題がそれぞれ挙げられてきましたが、各学校でこの課題を検討し、児童・生徒・保護者や地域住民に説明責任が十分に果たせるようにしていただきたい。それから、平成18年度、来年度の試行を経て19年度の本格実施に向けて管理運営規則の見直しを図っていきたいと思っています。以上です。

小島委員長

詳細な御報告、ありがとうございました。

川村教育部次長（学校教育課長事務取扱）

私の方から付け加えるということをお願いしたいと思います。2学期制の取り組みは、神

奈川県で中学校を中心にかなり広く実施しております。ただ、他市と違いまして、本市では2年間を試行期間と位置づけまして、いろいろな部分を整理したり、あるいは学校間で共通理解などをして、19年度本格実施ということで考えております。それで今、指導主事から秋休みについて期間、日数をどうするのかという話なんです、この点について教育委員さんから御意見を賜って、校長会等に働きかけまして決めていきたいと思っておりますが、1つは学校に秋休みの日数を任せてしまっていていいという部分と、いや、教育委員会できちんと決めるべきだという、そういった両者の意見がございます。本来は学校管理運営規則では、休業中期間についてはもっぱら教育委員会で決めることになっておりますが、それについてはそれを学校に試行期間であるから任せるのかという点。それから、小さい市であるから、それはむしろ教育委員会で統一した方が、学校間の混乱、あるいは小・中での保護者の対応等があるので、それは教育委員会で決めるべきではないか。そういった意見もございまして、ぜひとも教育委員さんの方から、ほかの2学期制の課題も含めまして、率直な御意見いただければ、それに基づきまして事務局として対応を考えていきたいと思っております。

小島委員長

ありがとうございます。それは教育委員会の議論というのは、この場で、きょうこの場ということですね。では、よろしく御意見をお出しいただけるようお願いをいたします。

五十嵐委員

この場でというのもできないので。

川村教育部次長（学校教育課長事務取扱）

また12月にも御意見はいただきますけれども、今のところでお気づきのところがありましたら。

五十嵐委員

保護者の皆さんにしてみれば、補習の時間、学校間の格差というのは、大変興味のあるところかなというふうにも思いますし、また働いている保護者にとっては、秋休みがあるのかないのか、何日なのか、夏休みはどうなるのかという問題も非常に切実な問題になってくるのかな。それから、幼・保・小の連携においても、その辺も連動していかなければいけない問題なのかなというふうにも日数については思いましたので、御検討いただかなければならないと思っております。

それから、課題については、事前に予測されたというお話しなのであれば、1年たってどの辺が解決できた問題なのか、それから今後にどの程度検討していかなければいけないのか、

その辺もちょっと整理して、またお聞かせ願えればなと思うのですが、一番、中学3年生の入学者選抜という問題が、人の一生にかかわる問題ですから、これから3月にかけての選抜が具体的に始まる段階になると、また一段と問題...終わった後でしょうかね、問題になるのは。なのかなというふうに思いますので、その辺、早急に検討されて、またよい環境が生まれればと思いますね。その程度の感想を申し上げさせていただきたい。

小島委員長

では、私から質問というか意見というか、確かに試行期間ではありますけれども、人の採用なんかの試行期間だったら、嫌だったら採用しなければいいんですけども、子供たちは実験台ではないので、これはもうこの方向で、よりよい形に、できる限り考えていくというのが私たちの基本的な考え方だと思います。そういうふうに見たときに、いろいろな成果というふうに出していただいたのは、これが2学期制にしてよかったのだという意味で評価された部分というふうに考えられるということがうれしいというふうに思います。課題のところは、デメリットということではなくて、これから工夫をして、よりよい方向に持っていきける部分で、チャレンジングな部分であるというふうな気がします。

それで、先ほど休みの設定をこちらとするのか、あるいは学校とするのかということでしたけれども、授業時間数に差が、特に中学校で出ましたよね。これはこちらが設定したんだけれども、それぞれ学校のカリキュラムの運営でこれだけの差が出たということですよ、今回。そうですね。ということは、こちらが設定しても、これぐらいの誤差というのは来年度も出るだろうということだと思いますので、学校のやりやすいようにしていただくのが私は一番いいのかなというふうに思うんですが、こういうふうにかリキュラムを回していきたいから、だからこういうふうに休みを設定したいのだというふうな学校側に御報告いただいて、こちらが、じゃあそれをお願いしようというような形にすることができれば、よりよいのではないかなというふうにお聞きしながら考えておりました。

野村教育長

まず、この休みについてなんですが、校長会にこの意見をもって諮って、学校の運営上、うちの学校は休みの日を10月の15日から20日までにします。うちの学校は10月の10日から15日までにしますとやったときに、小・中の子供を持っている御家庭で、小学校の休みの期間と中学校の休みの期間がずれてきた場合に、非常に親としては扱いにくいんじゃないかなという心配があるんです。もちろん学校のカリキュラムに従って学校の運営をお任せするということが理想なんですけれども、そこら辺、どうですか、吉先生。どんなふう

にお考えでしょう。

吉崎委員

県立の高校もですね、11年前ですけれども、県条例を改正して2学期制という形を取り入れました。現在もその学校、その前までは勝手にやっていたんですよ。条例改正なくてですね、3学期制でやっている普通高校、それが勝手に2学期制を取り入れてましたけれども、今はそれぞれの学校に任せて2学期制という形をとっている。そういうことになっています。自分の学校がどうだということは、それぞれの学校に県立・公立の場合、任せていますから、それが1つですね。それから、この17年度から総合学科、専門学科も、昔は学区というのはなかったんですけれども、普通科も学区、17年から全部とってしまって、自分で好きな高等学校を選べるという形で、それぞれが選んでいます。そんなことで、条例改正、11年前にいたしました。

野村教育長

それを小・中という義務教育の中に持ってきた場合に、高校生になるとある程度自立して、自分の生活をあれできますよね。しかし小学校の1年生、2年生、小さいお子さんもいるわけで、小学校と中学校の休みがずれるということに対してはどんなお考えですか。いいか悪いか、結論を出す必要はないですけれども。

吉崎委員

そうですね、私も小学校のことはあまりよくわからないんですけれども、児童が自分でどうというね、考え方でやっていくのはいいんじゃないですかね。

野村教育長

ありがとうございました。私はそういう意味で、御家庭の特に母親たちの子供への扱い方というときに、小・中のお子さんを持っている御家庭には多少の混乱が出てくるんじゃないかなという心配をひとつ持っているということです。だからといって教育委員会で日程を決めて、すべての学校、右へ倣えとしなさいというような強力な考え方はまだ持っておりません。

小島委員長

ありがとうございました。いろいろな角度から考えながら、もう少し御意見をいただく機会があると思いますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

川村教育部次長（学校教育課長事務取扱）

今の御意見を踏まえまして、12月早々に行われる校長会議の中で教育委員さんの御意見

も出しまして、委員長が言われたように各学校の考え、それがどういうものかということを出しまして、12月にまた報告をさせていただきます。

小島委員長

よろしく願いいたします。では、今の件、2学期制の件、よろしいでしょうか。

ほかに議事として何かございますか。

松下教育委員会理事兼教育部担当部長

秋から正月にかけて、案内ができましたので、御承知かもしれませんが、改めましてお配りいたしますので、よろしく願いします。

小島委員長

ありがとうございます。あとは特によろしいでしょうか。

ただいまをもちましてその他について終わらせていただきまして、最後に次回12月の定例会ですが、次回12月15日、木曜日、午後3時からを予定しております。

これをもちまして教育委員会11月定例会を終わらせていただきます。ありがとうございました。